

調査カード番号 令和 年第 号
 電話受付日 令和 年 月 日
 調査カード受付日 令和 年 月 日

第						号
班					班	

調査カード

【住所氏名等】

相談の申し込みを行う方（※ 勤務先の記入は任意で結構です）

被害者との関係	☐ 本人 ☐ 親族 （ ☐ 配偶者 ☐ 父母 ☐ 子ども ☐ その他（ ）） ☐ その他（ ）		
ふりがな		生年月日	年 月 日（ 歳）
氏名		性別(任意)	☐ 男 ☐ 女
自宅住所			
E-mail			
携帯電話		自宅電話	
勤務先名※		勤務先電話	

被害に遭われた方（申込者が被害者ご本人の場合は記入不要）

ふりがな		生年月日	年 月 日（ 歳）
氏名		性別(任意)	☐ 男 ☐ 女
自宅住所			

【希望する連絡方法、時間】

連絡方法	☐ 携帯電話 ☐ 自宅電話 ☐ 勤務先電話 ☐ E-mail ☐ 手紙
希望曜日	☐ いつでもよい ☐ 以下の曜日（ ☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ）
希望時間	☐ いつでもよい ☐ 以下の時間（ ）

【医療事故の具体的内容】

相手病院	病院名		受診科目	
	所在地	☐ 札幌市 (区) ☐ 札幌以外 (市・町・村)		
	初診日	年 月 日	担当医師	
傷病	傷病名		治療方針	☐ 手術 ☐ 投薬 ☐ その他 ☐ 経過観察 ☐ 不明
	手術名		手術日	年 月 日
事故の内容	事故発生日	年 月 日 ころ	病院の姿勢	☐ 認めている ☐ 認めていない ☐ わからない
	事故の原因・内容	☐ 治療選択の誤り ☐ 手術ミス ☐ 誤診 ☐ 見落とし ☐ 投薬の誤り ☐ 術後管理の怠り ☐ 急変時の対応遅れ ☐ 転倒転落 ☐ 誤嚥 ☐ 医療機器の不調 ☐ 説明義務違反 ☐ その他 ()		
	具体的内容 ※			
	生じた被害	☐ 死亡 ☐ 後遺障害 (障害の内容:) ☐ その他被害 (具体的内容:)		

※ 事故内容の詳細は法律相談時に担当弁護士がお聞きしますので、ここでは概要(記載例:「肺がんの見落とし。主治医がCT検査の報告書を見ていなかった。」など)を記載いただければ結構です。事前に詳細の説明を希望される場合は、4ページの「医療事故までの経過(任意作成)」の作成をお願いします。

【アクセスの媒体】(当研究会をお知りになったきっかけ・媒体)

クチコミ	☐ 家族親戚 ☐ 上司同僚 ☐ 友人知人 ☐ その他 ()
広告	☐ パンフレット ☐ 札幌市民便利帳 ☐ 市電広告 ☐ YouTube 動画 ☐ 当研究会HP ☐ その他HP ()
司法機関	☐ 弁護士(会) ☐ 法テラス ☐ 裁判所 ☐ 警察 ☐ その他 ()
関連機関	☐ 地方自治体 () ☐ 保健所 ☐ 病院 ☐ その他 ()
その他	☐ ()

個人情報の取り扱いについての同意書

本調査カードによる相談申込み及び担当弁護士の聞き取り等に基づいて私（申請者及び被害者）が貴研究会に提供した情報及び受任後に解決した結果について、貴研究会が下記目的に利用することに同意します。

- ①相談案件の管理（相談案件の集計、処理状況の把握を行ないます。）
- ②担当弁護士による相談業務（相談案件を担当する班の中で、相談案件の情報を共有します。なお、協力医への相談が必要になった場合には、協力医から適切な助言を得るために必要な範囲で情報を提供することがあります。）
- ③貴研究会における研修（当会では、より適切な医療法律相談を皆様に提供するため、個人が特定されないようにした上で、相談事例、解決事例等についての検討や研究を行っております。）
- ④貴研究会における活動報告（当会では、活動内容、解決事例等の報告をホームページ上で行っておりますが、個人や医療機関が特定されないようにした上で、個人情報に基づいた病状、解決結果等を掲載することがあります。）

以上、同意します。

ご署名 _____ 印

※ ご同意いただけない場合には、相談及び受任に応じられないことがあります。

医療事故までの経過（任意作成）

※ 事前に医療事故の詳細の説明を希望される場合は、こちらの作成をお願いします。任意
作成となっておりますので、作成いただかなくても問題はありません。

[illegible]

医療事故までの経過（任意記載）

※ 事前に医療事故の詳細の説明を希望される場合は、こちらの作成をお願いします。任意作成となっておりますので、作成いただかなくても問題はありません。

年月日	経過
(記載例)	
H30.4	職場の健康診断で肝機能の異常を指摘された。
H30.6	A 病院の消化器科を受診し、NASH の診断を受けた。当時は喫煙していた
	ため胸部 CT も実施していたが、検査結果は知らされていなかった。その後
	も NASH の治療のために、A 病院に通院を続けていた。
R2.10	背中痛みを訴え、A 病院の循環器科を受診。胸部 CT で肺がんが発見され
	た。その時点でステージⅢまで進行していて、手術はできない状態だった。
	このときに、主治医に H30.6 の CT でもっと早い段階で肺がんを見つけれ
	なかったのかと聞いたが、要領を得ない回答だった。その後は、放射線
	治療と薬物治療を行っていたが、状態はどんどん悪化していった。
R3.12	それ以上の治療は困難となり、B 病院の緩和ケア病棟に転院。
R4.2	肺がんのため死亡。A 病院に再度、H30.6 の胸部 CT の説明を求めた。放射
	線医は「肺がんの疑いあり」と記載したが、消化器科の主治医がそれを見落
	としていたことがわかり、謝罪された。
R4.4	病院の弁護士からの手紙で、示談金 100 万円の提案があった。